

御宿町地域公共交通計画策定業務  
指名型プロポーザル実施要領（案）

## 目次

第1. 業務目的	1
第2. 業務概要	1
1. 業務名	1
2. 業務内容	1
3. 業務期間	1
4. 委託費の上限	1
5. 契約候補者選定方法	1
6. 問合せ先及び各種書類の提出先	1
第3. 企画提案に係る事項	2
1. 企画提案参加の手続き	2～3
第4. 審査に係る事項	4
1. 審査方法、審査項目及び評価基準	4
2. 審査会	4
3. 審査及び優先交渉権者の選定方法	5
4. 審査結果の通知	5
第5. 契約の締結	5
第6. 業務の適正な実施に関する事項	5
1. 業務の一括再委託の禁止	5
2. 個人情報保護及び守秘義務	5
第7. 業務の継続が困難となった場合の措置について	6
様式1から様式2	8～9

令和5年 月

御宿町地域公共交通活性化協議会

御宿町地域公共交通計画策定業務 指名型プロポーザル実施要領

## 第1. 業務目的

御宿町は、鉄道（JR 外房線）、路線バス、高速バス、タクシー及び乗合運行エビアミー号が公共交通として運行されているが、高齢化の進展や運転免許証返納者の増加等に伴う公共交通に係るニーズに十分に対応できていない状況にある。

本業務は、今後も進展する人口減少や高齢化を見据えた交通需要を的確に把握するとともに、町内の公共交通体系の維持と各公共交通機関の連携体制の確立により、地域住民や利用者の利便性を高め、持続可能な交通網を形成するための「御宿町地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

**【計画期間】 令和6年度から令和10年度までの5年間**

## 第2. 業務概要

### 1. 業務名

御宿町地域公共交通計画策定業務

### 2. 業務内容

別に定める「御宿町地域公共交通計画策定業務仕様書」のとおり

### 3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日（金）

### 4. 委託費の上限

委託金額上限額 7,634,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5. 契約候補者選定方法

企画提案書及びプレゼンテーションによるプロポーザル方式

### 6. 問合せ先及び各種書類の提出先

御宿町地域公共交通活性化協議会事務局（御宿町役場企画財政課）

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522

E-mail : kikaku@town-onjuku.jp TEL : 0470-68-2512

### 第3. 企画提案に係る事項

#### 1. 企画提案参加の手続き

##### (1) スケジュール

項目	日程
① 指名業者への通知	令和5年3月24日(金)
② 実施要領等に関する質問受付期間	令和5年3月24日(金)～ 令和5年4月7日(水)
③ 質問に対する回答期日	令和5年4月12日(水)
④ 企画提案書の提出期限	令和5年4月19日(水)
⑤ 審査会実施日	令和5年4月27日(木) 予定 ※時間は未定です。
⑥ 審査結果通知	令和5年5月10日(水) 予定
⑦ 業務委託契約締結	令和5年5月10日(水) 予定

##### (2) 実施要領等に関する質問受付

###### 【質問方法】

- ア. 電子メールの受付のみとし、電話、FAX 及び口頭並びに持参等は不可とする。
- イ. 質問書 (A4 判、任意様式) で、件名を「御宿町地域公共交通計画策定業務に係る質問」とし、下記アドレスまで送信すること。

御宿町地域公共交通活性化協議会事務局 (御宿町役場企画財政課企画係)

E-mail : kikaku@town-onjuku.jp TEL : 0470-68-2512

※メール送信後、必ず電話により受信確認をすること。

##### (3) 質問に対する回答

【回答方法】 電子メール等により一斉回答する。

###### 【その他】

- ア. 回答については、個別対応は行わない。
- イ. 回答書は本実施要領と一体のものとして同等の効力を有する。
- ウ. 回答においては、質問者名等は公表しない。
- エ. 審査基準に関する質問など審査会に関する質問には回答しない。
- オ. 企画提案に参加しようとする者でないことが明らかである者からの質問や関連事項以外の質問については、回答しない。

##### (4) 企画提案書の提出

【提出方法】 持参または郵送・宅配による。

※郵送・宅配の場合は、期間内に必着とする。

【提出先】 御宿町地域公共交通活性化協議会事務局（御宿町役場企画財政課企画係）  
〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1 5 2 2

【提出書類】

- ア. 業務提案書提出書（様式第 1 号）
- イ. 法人の事業概要が分かる会社案内等の資料
- ウ. 法人の定款又は規約等
- エ. 法人役員名簿
- オ. 直近の事業報告書及び財務諸表
- カ. 過去に受託した地域公共交通計画等の実績
- キ. 人員配置計画書
- ク. 国税の納税証明書「様式その 3 の 3」  
（3 ヶ月以内に発行されたもの。写しでも可）
- ケ. 企画提案書（A4 判、任意様式）  
※仕様書並びに評価基準項目を参照の上、具体的に記載すること。
- コ. 事業費見積書（A4 判、任意様式）  
※総額は税込み表記とし、単価内訳については可能な限り詳細に記載すること。  
※見積書の宛名は「御宿町地域公共交通活性化協議会 会長 石田 義廣」とすること。

【提出部数】 9 部（正本 1 部、副本 8 部）

【編綴方法】

A4 両面印刷とし、上記アからキの順に各書類を一体のものとして編綴すること。

**（5）企画提案の参加に際しての注意事項**

【失格又は無効】 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効となる。

- ア. 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ. 委託金額の上限を超えて見積書が提出された場合
- ウ. 提出した書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- エ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ. 実施要領に違反すると認められる場合
- カ. その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- キ. 審査委員会委員への事前説明、その他の接触を行った場合

【複数提案の禁止】 企画提案事業者は、複数の提案書を提出できないものとする。

【提出書類の変更の禁止】

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（軽微なもの

は除く。)

【返却等】提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

【費用負担】

企画提案書の作成、提出等の企画提案に要する経費は、すべて事業者の負担とする。

【その他】

- ア. 企画提案事業者は企画提案書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとす。
- イ. 指名型プロポーザルの参加を辞退する場合は、令和5年4月19日(水)までに、また、企画提案書の提出後に辞退をする場合は、令和5年4月26日(水) **(予定)** 午後5時までに、参加辞退届(様式2)を御宿町地域公共交通活性化協議会事務局(御宿町役場企画財政課企画係)まで持参または郵送・宅配にて提出すること。

#### 第4. 審査に係る事項

##### 1. 審査方法、審査項目及び評価基準

プレゼンテーション形式による審査で行うこととし、評価基準は別に定める「御宿町地域公共交通計画策定業務委託事業者選定委員会設置要領」のとおりとする。

##### 2. 審査会(非公開)

企画提案事業者のすべてがプレゼンテーションにて事業説明を行い、その内容及び提出された書類により審査を行う。

##### (1) 開催日時 令和5年4月27日(木)

今後調整

※実施時刻については、参加申請を締め切った後に、電子メールで個別に通知する。

##### (2) 開催場所

場 所：御宿町役場2階大会議室

##### (3) プレゼンテーションの所要時間

企画提案事業者につき45分(企画提案30分限度、質疑応答15分)とする。

##### (4) プレゼンテーションの実施順序

プレゼンテーションの実施の順序は、企画提案書の提出順とする。

##### (5) 機材等

プレゼンテーションで使用する機材等は、すべて提案者が持参する。

(電源、テーブル、イス、スクリーン、プロジェクターを除く。)

なお、プロジェクター、スクリーン及びその他の電子媒体の使用を希望する場

合は、令和5年4月24日（月）までに申し出ること。

## **(6) 出席者**

本業務に携わる管理責任者及び担当者の合計3名以内とする。

## **(7) 注意事項**

- ア. 企画提案事業者は他の事業者の企画提案を傍聴することはできない。
- イ. 指定の時間に遅れた場合には審査対象としない。
- ウ. 提出期限までに提出された資料以外の提示又は配布は認めない。

## **3. 審査及び最優先候補事業者の選定方法**

審査及び最優先候補事業者の選定は、別に定める「御宿町地域公共交通計画策定業務委託事業者選定委員会設置要領」により実施する。

## **4. 審査結果の通知**

審査結果は最優先候補事業者の選定後、速やかにすべての企画提案事業者に通知する。ただし、審査結果についての異議の申立ては受け付けない。

## **第5. 契約の締結**

選定した最優先候補事業者と御宿町地域公共交通活性化協議会が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。

業務内容は、提案された内容が基本となるが、最優先候補事業者と御宿町地域公共交通活性化協議会との協議により最終的に決定する。

## **第6. 業務の適正な実施に関する事項**

### **1. 業務の一括再委託の禁止**

受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、御宿町地域公共交通活性化協議会と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### **2. 個人情報保護及び守秘義務**

- ア. 受注者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、業務目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- イ. 受注者は、個人情報及び法人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- ウ. 受注者は本業務の成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

## **第7. 業務の継続が困難となった場合の措置について**

御宿町地域公共交通活性化協議会と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

### **(1) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合**

受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、御宿町地域公共交通活性化協議会は契約の取り消しができる。この場合、御宿町地域公共交通活性化協議会に生じた損害は、受注者が賠償する。

なお、次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、受注者は必要なデータ等を遅滞なく発注者に提供する。

### **(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合**

災害その他不可抗力等、発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

なお、次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、受注者は必要なデータ等を遅滞なく発注者に提供する。

御宿町地域公共交通計画策定業務  
指名型プロポーザル提出書類様式

様式1 業務提案提出書

様式2 参加辞退届

## 業務提案提出書

令和 年 月 日

御宿町地域公共交通活性化協議会  
会長 石田 義廣 様

所在地  
称号又は名称  
代表者職氏名 印

御宿町地域公共交通計画策定業務委託に係る指名型プロポーザルに参加したいので、企画提案書及び実施要項に基づく関係書類を提出します。

なお、本業務提案書及び添付書類の提出にあたっては、虚偽の事実がないこと、最優先候補事業者に選定された場合は、御宿町と契約を締結した上で、本業務提案書の内容に基づき履行することを確約します。

### 提出書類

企画提案書（A4判、任意様式） 正1部 副8部  
（添付書類） 正1部 副8部

- ・法人の事業概要が分かる書類
- ・法人の定款又は規約等、役員名簿、直近の事業報告書、財務諸表
- ・過去に受託した地域公共交通計画等の実績
- ・人員配置計画書
- ・国税の納税証明書（様式その3の3）
- ・事業費見積書

### 【連絡先】

所属部署

役 職

氏 名

電話番号

FAX 番号

E-MAIL

様式第2号

## 参 加 辞 退 届

令和 年 月 日

御宿町地域公共交通活性化協議会  
会長 石田 義廣 様

所在地  
称号又は名称  
代表者職氏名  
印

御宿町地域公共交通計画策定業務委託に係る指名型プロポーザルについて、指名をいただきましたが参加を辞退します。

《辞退の理由》

### 【連絡先】

所属部署  
\_\_\_\_\_  
役 職  
\_\_\_\_\_  
氏 名  
\_\_\_\_\_  
電話番号  
\_\_\_\_\_  
FAX 番号  
\_\_\_\_\_  
E-MAIL  
\_\_\_\_\_